

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部改正)

第四条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令(平成二年政令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を第五条とし、第一条の二を第四条とし、第一条を第三条とし、第一条の二中「第三十九条」の下に「及び第三十九条の十一」を加え、同条を第一条とする。